

## 計画の概要と取組状況について

### 1. 彦根市総合計画と彦根市国土利用計画の概要

#### (1) 彦根市総合計画

彦根市総合計画とは、将来、彦根市はどのような「まち」を目指すのか、そのためには誰が、どのようなことをしていくのかを、総合的・体系的にまとめたものであり、市の最上位計画となるものである。

##### 【基本構想】

本市の将来めざすべきまちの姿およびまちづくりの方向性について定めたもの。

計画期間：平成 23 年度～令和 2 年度までの 10 年間

##### 【基本計画】

基本構想に基づいて、その具体化を図るための政策や施策について定めたもの。

計画期間：前期基本計画 平成 23 年度～平成 27 年度までの 5 年間

後期基本計画 平成 28 年度～令和 2 年度までの 5 年間

#### (2) 彦根市国土利用計画

彦根市国土利用計画は、総合計画の各施策推進と併せ、市の土地（市土）の利活用について、その方針を示した計画である。

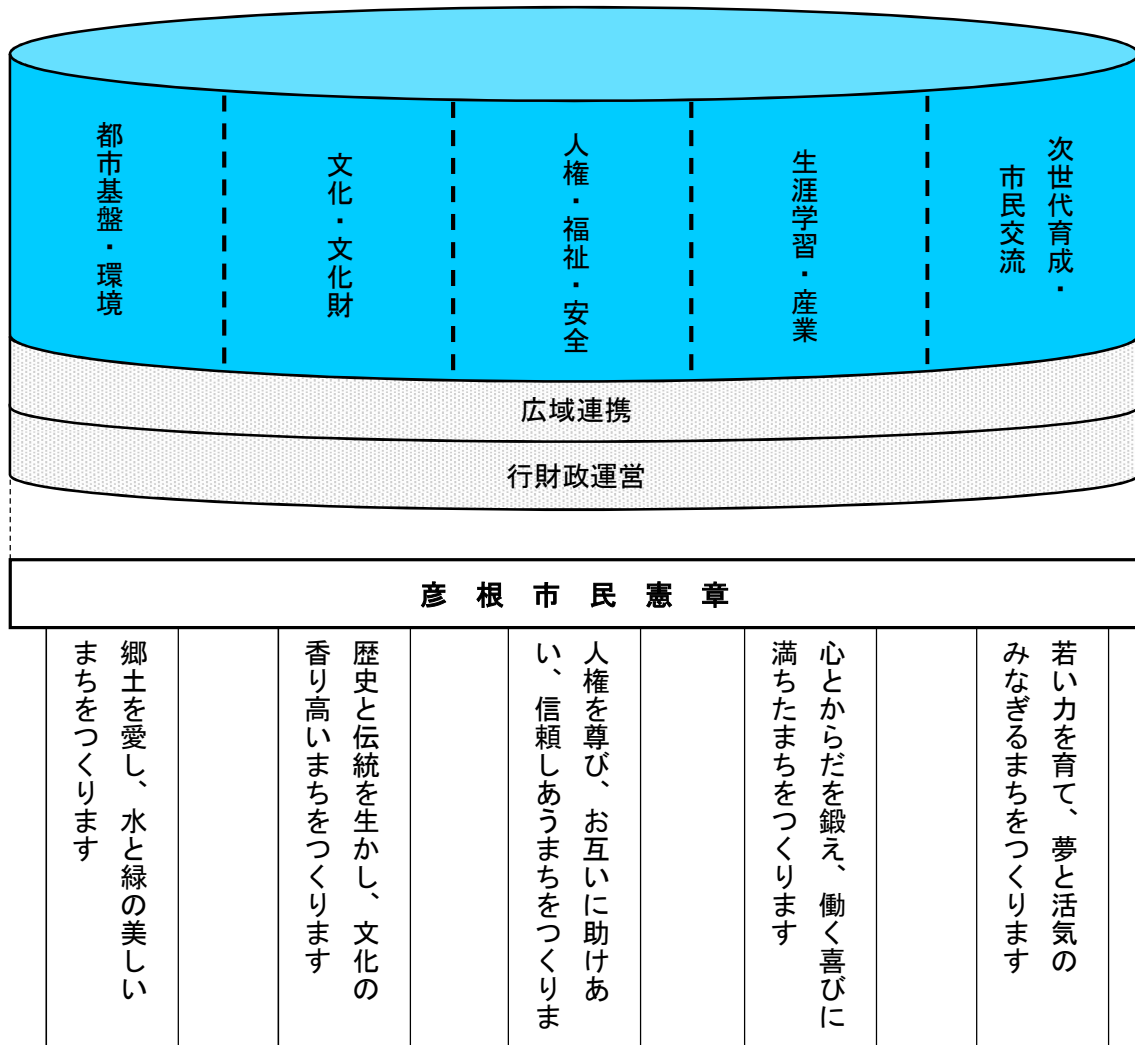
計画期間：平成 23 年度～令和 2 年度までの 10 年間

本審議会資料において、これ以降彦根市総合計画と表記しているものについては、特に表記がない限り彦根市「基本構想」と「基本計画」を包括しているものとする。また、現計画と新計画を区別するため、各計画については、下記のとおり表記する。

- ・現在の彦根市総合計画・・・現総合計画
- ・現在の彦根市国土利用計画・・・現国土利用計画
- ・新たな彦根市総合計画・・・次期総合計画
- ・新たな彦根市国土利用計画・・・次期国土利用計画

## 2. 現総合計画の基本政策と取組状況について

現総合計画は、彦根市民憲章を基に、「風格と魅力ある都市の創造」をコンセプトとしている。また、その実現のため、基本政策を市民憲章に合わせ「都市基盤・環境」、「文化・文化財」、「人権・福祉・安全」、「生涯学習・産業」、「次世代育成・市民交流」の5つの分野で整理し、各基本政策ごとに具体的な施策と指標を定め、取組を推進しているところである。



## 都市基盤・環境(土地利用、都市基盤、景観、交通、環境)

市民憲章 1:郷土を愛し、水と緑の美しいまちをつくります

### 【考え方】

本市の自然豊かな環境は、私たちの暮らしに恵みとやすらぎを与えてくれる、かけがえない共有財産です。本市は、そのような水と緑に囲まれた中で、城下町としての市街地と新しく形成された市街地、農山村地域という3つの地域性をもった良好な景観と生活環境をそなえています。

このような3つの地域性を生かしながら、水と緑のやすらぎがあって、快適に暮らせる美しいまちをつくります。そして、子どもたちに良好な環境を残すため、地球にやさしい低炭素で循環型のまちをつくります。

### 【政策の方向性】

- 良好な住宅地等の形成や農山村地域の活性化を図るとともに、市全体の環境負荷を減らすため、地域性に対応しつつ地域間の連携も考えた計画的な土地利用のもと、市街地の整備等を進めます。
- 水と緑のやすらぎのある快適な居住環境と良好な景観形成を図るため、都市環境基盤の整備および市民主体の景観形成活動との協働を進めます。
- 地域を結び、広域的な連携を支える総合的な交通体系を確立するため、道路や公共交通ネットワークの整備を進めます。
- 水と緑に包まれた自然環境を守り、多様な生態系の中で自然と共生する環境保全型のまちづくりを進めます。
- 市民・事業者による省エネ・省資源活動を促進しながら、温室効果ガスをできるだけ排出しない低炭素社会や、ごみをできるだけ出さず、再利用し、再資源化する循環型社会の構築に取り組みます。

### 【基本政策】

- 1-1 計画的な土地利用
- 1-2 都市環境基盤の整備
- 1-3 総合的な交通体系の確立
- 1-4 環境保全型社会の構築

## **文化・文化財** (文化・芸術、歴史まちづくり、文化財)

市民憲章 2 : 歴史と伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくり  
ます

### **【考え方】**

国宝四城のひとつである彦根城をはじめ、本市には、歴史の中でこの地に生まれ、守られてきた貴重な文化財が多くあります。そして城下町として栄えてきた中で、人々の活発な交流を通じて育まれた様々な文化が残されています。

このような文化・文化財を守り、生かしながら、彦根ならではの歴史的・文化的都市づくりをめざして、文化・芸術の香り高いまちをつくります。

### **【政策の方向性】**

○優れた文化・芸術にふれる機会の充実や市民主体の文化・芸術の振興を図り、新たな地域文化を育てます。

○文化財を守り、生かしながら、良好な歴史的環境を維持・向上させ、後世に継承するために歴史まちづくりを進めます。

○市民と行政が一体となって、市内に残る文化財の保全や彦根城の世界遺産登録の推進に努め、市民の共有財産である文化財を守ります。

### **【基本政策】**

2-1 文化・芸術の振興

2-2 歴史まちづくりの推進

2-3 文化財の保存と活用

## 人権・福祉・安全

(人権、男女共同参画、多文化共生、福祉、保健・医療、安全・安心)

市民憲章 3：人権を尊び、お互いに助けあい、信頼しあうまちをつくれます

### 【考え方】

少子高齢化が進行する中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、様々な福祉制度や地域安全対策に加えて、身近な地域のつながりを大切にしていける必要があります。

人権の尊重を基本に、性別や障害の有無、国籍などにかかわらず一人ひとりがかけがえのない存在であることを認め合い、子どもから高齢者まで誰もが安心していきいき暮らせるまちをつくれます。さらに、災害に強く、事故や犯罪のない安全な生活環境を守ります。

### 【政策の方向性】

- 差別のない明るく住みよい社会の実現に向けて、市民の主体的な学びによる人権意識の高揚や人権擁護の充実を図ります。
- 家庭や学校、職場、地域などあらゆる場で男女が共に参画する社会の形成を図るとともに、外国籍市民も暮らしやすく、様々な文化が共生するまちづくりを進めます。
- 高齢者や障害者をはじめ誰もが住みなれた地域で安心していきいきと暮らせるよう、市民は地域のつながりを育て、行政は様々な福祉制度の充実と地域福祉を推進するなど、多様な主体で支え合い社会を育てます。
- 誰もが健やかな暮らしを確保できるよう、健康づくりへの支援や地域医療体制の充実を図ります。
- 災害に強く、万一のときにも頼れる消防体制や危機管理体制を築き、市民や地域とともに、安全で安心できる生活環境の確保を図ります。

### 【基本政策】

- 3-1 人権尊重のまちづくりの推進
- 3-2 男女共同参画社会の推進
- 3-3 多文化共生のまちづくりの推進
- 3-4 支え合い社会の推進
- 3-5 保健・医療の充実
- 3-6 安全で安心できる生活環境の確保

## 生涯学習・産業

(生涯学習、生涯スポーツ、農林水産業、商工業、観光、雇用)

市民憲章4:心とからだを鍛え、働く喜びに満ちたまちをつくり  
ます

### 【考え方】

「まちづくりはひとづくり」と言われるように、まちづくりの様々な分野において、その主体となる人材の育成が重要であり、私たちが生涯にわたって学び、可能性を広げていけるよう、生涯学習・生涯スポーツを推進します。

また、本市は、人・もの・情報が行きかう要衝のまちであり、伝統的な地場産業や、各種製造業、観光と結びついた商業、自然を生かした農業などがさかんなまちです。このような魅力ある地域資源や立地条件を生かし、これからの時代を拓く地場産業や商工業、農林水産業、観光産業を伸ばし、働きがいのある職場があって自己実現の喜びに満ちたまちをつくります。

### 【政策の方向性】

- 市民一人ひとりが心とからだを大切にし、生涯にわたって自分を育てる生涯学習・生涯スポーツを推進します。
- 本市の特性を生かして、活力ある農林水産業の振興や中小企業の振興、新たな産業の育成による商工サービス業の振興を図ります。
- 魅力ある交流のまちをめざして、集客力のある滞在型観光、広域観光の振興を図ります。
- 仕事と生活の調和のとれた、働きがいのある雇用と職場環境の創出へ向けた市民・事業者の取組を支援します。

### 【基本政策】

- 4-1 生涯学習・生涯スポーツの充実
- 4-2 活力ある地域産業の振興
- 4-3 魅力ある交流の場の創出
- 4-4 雇用の促進と勤労者福祉の充実

## 次世代育成・市民交流

(次世代育成、児童福祉、保育・教育、市民交流、大学)

市民憲章5:若い力を育て、夢と活気のみなぎるまちをつくりま  
す

### 【考え方】

次代を担う子どもはまちの宝であり、地域の子どもは地域全体で育てるという観点から、安心して子どもを生み育てられる環境を整え、市民みんなの参加のもとに次世代育成に向けた取組を進めます。また、子どもの人権や子ども自身の育つ力を大切にしながら、明日の彦根を担う人材を育てるための教育の充実を図ります。

さらに、市内に立地する3つの大学の知的財産と若い力を生かしつつ、様々なまちづくり活動や国際交流などに市民が活発に参画し、交流するまちをつくりまします。

### 【政策の方向性】

- 安心して子どもを生み育てられる環境づくりや、あらゆる子育て家庭への支援、地域における子育て支援ネットワークづくり、親自身の学びの促進など、次代を担う子どもを社会全体で育てるまちづくりを進めます。
- 子どもの心身の健やかな成長に資する保育・教育環境の整備に努めるとともに、次代を担う子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体といった「生きる力」を育む保育・教育を推進します。特に、基礎・基本の徹底を図る保育・教育を推進し、創意ある保育計画および教育課程をもとに地域に根ざした保育・教育活動を展開し、子どもたちにとって安心・安全で楽しい園・学校づくり、家庭や地域に信頼される園・学校づくりに努めます。
- 地域における様々な市民活動やグローバル化社会における国際交流など、市民主体の多彩な交流活動を支援するとともに、学園都市としての特性を生かし、様々な分野で高等教育機関等との連携を図ります。

### 【基本政策】

- 5-1 次世代育成支援対策の推進
- 5-2 市民交流の促進